

令和7年度 警報・特別警報発表時等の休業および登下校について

岐阜市立城西小学校

1 災害および災害防止に伴う休業等の決定について

- ①警報や強風注意報が発表、又は警戒レベル3以上が発令された場合は、その発表や発令の時間帯により「自宅待機」「休業」「授業の打ち切り（下校、学校待機、引き渡し）」等の措置をとります。
（下記「2 非常時における休業および登下校」の項を参照）
- ②特別警報が発表された場合は、「自宅待機」「学校待機」「避難所へ避難」等の児童等の安全を最優先にした措置をとります。
- ③警報発表等に関わらず重大な危険が予見される場合は、「自宅待機」「休業」「授業の打ち切り（下校、学校待機、引き渡し）」等の措置をとります。
- ④気象状況により、「給食中止」「簡易給食（パン・牛乳等）」の措置をとります。
- ※ 状況に応じて、可能な限り緊急携帯メールで保護者の方に連絡をします。

2 非常時における休業および登下校について

(1) 登校前に警報（いかなる警報であっても）発表、又は警戒レベル3以上が発令されている場合

非常時の種類	対応について
①警報（いかなる警報であっても）発表 又は 警戒レベル3以上発令	ア 警報及び警戒レベル3以上がすべて解除されるまで、自宅待機とします。 イ 7時00分までに警報及び警戒レベル3以上がすべて解除された場合は、いつもの時間（8時15分）までに登校します。 ウ 7時00分から正午までに警報及び警戒レベル3以上がすべて解除された場合は、解除後1時間を経てから授業を開始します。 ＜例＞暴風警報が10時に解除された場合、10時45分から11時までに学校に着くよう登校します。 エ 正午を過ぎてから解除された場合は、休業とします。 オ 午前中のみの土曜授業や午前短縮授業で、8時15分までに警報発表又は警戒レベル3以上が発令されている場合は、休業とします。 ※ ただし、イやウにおいて、道路や橋等の流失や冠水、家屋・樹木の倒壊等、危険と判断されたら、学校にその旨を連絡し自宅待機します。

(2) 登校後、強風注意報・暴風警報が発表、又は警戒レベル3以上が発令された場合（台風接近時）

非常時の種類	対応について
①強風注意報発表	ア 安全に帰宅させ得ると認められる場合は、授業を速やかに中止して下校します。 （教師による下校指導、PTA、地域の方々等による下校の見届けを行います。）
②暴風警報発表又は警戒レベル3発令	ア 校内の最も安全な場所で待機し、保護者への引き渡し等の措置をとります。 保護者駐車場は、運動場とします。
③警戒レベル4以上発令	ア 原則、いかなる方法でも下校をせず、校内の最も安全な場所で待機します。 ※ ただし、保護者が迎えに来た場合は、保護者と相談の上、引き渡すこともあります。

(3) 登校後、警報（大雨・洪水・大雪）・記録的短時間大雨情報が発表、又は警戒レベル3以上が発令された場合

非常時の種類	対応について
①警報(大雨・洪水・大雪) ・記録的短時間大雨情報 発表時又は警戒レベル3 発令	ア 安全に帰宅させ得ると認められる場合は、授業を速やかに中止して下校します。 （教師による下校指導、PTA、地域の方々等による下校の見届けを行います。） イ 安全が十分に確保できない場合は、校内の最も安全な場所で待機し、保護者への引き渡し等の措置をとります。
②警戒レベル4以上発令	ア 原則、いかなる方法でも下校をせず、校内の最も安全な場所で待機します。 ※ ただし、保護者が迎えに来た場合は、保護者と相談の上、引き渡すこともあります。

※記録的短時間大雨情報は、大雨警報時に、その地域にとって災害の発生につながるような稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために発表されます。

地域によって状況が異なる場合があります。警報等が発表されていなくても、保護者が危険と判断された場合は自宅待機し、その状況を学校へ連絡してください。

【令和2年10月30日改定】